

東かがわ市条例第 11 号

東かがわ市公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(東かがわ市集会所設置条例の一部改正)

第1条 東かがわ市集会所設置条例(平成15年東かがわ市条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(使用料)</p> <p>第5条 集会所の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、<u>使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、<u>使用者の住所が市外の場合は、別表に定める使用料(冷暖房使用料を除く。)の2倍の額を納付しなければならない。</u></p> <p>3 第1項本文の規定にかかわらず、<u>使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき、又は営利若しくは営業宣伝その他これに類する目的で利用するときは、別表に定める使用料(冷暖房使用料を除く。)の5倍の額を納付しなければならない。ただし、教育、文化振興及び地域活性化のために使用し、公益的な活動のものについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p>第6条 既納の使用料は、<u>還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p>第7条 使用者は、施設、備品等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>第8条 略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>1 東かがわ市西村集会所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">区分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1時間当たりの使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設使用料</td> <td style="text-align: center;">冷暖房使用料</td> </tr> </table>	区分	1時間当たりの使用料		施設使用料	冷暖房使用料	<p>(使用料)</p> <p>第5条 集会所の使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、<u>無料とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第6条 <u>集会所の</u>使用者は、施設、備品等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>第7条 略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">名称</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前8時～正午</td> <td style="text-align: center;">正午～午後5時</td> <td style="text-align: center;">午後5時～午後10時</td> <td style="text-align: center;">午後10時～午前8時</td> </tr> </table>	名称	使用料				午前8時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	午後10時～午前8時
区分		1時間当たりの使用料													
	施設使用料	冷暖房使用料													
名称	使用料														
	午前8時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	午後10時～午前8時											

改正後			改正前				
集会室 1	400円	200円	西村集会所	500円	500円	1,000円	2,000円
集会室 2	300円	—	落合集会所	500円	500円	1,000円	2,000円
調理室	400円	—	花園集会所	500円	500円	1,000円	2,000円
2 東かがわ市落合集会所							
区分	1時間当たりの使用料						
	施設使用料	冷暖房使用料					
集会室	400円	200円					
調理室	400円	200円					
3 東かがわ市花園集会所							
区分	1時間当たりの使用料						
	施設使用料	冷暖房使用料					
集会室	300円	200円					
調理室	400円	—					
備考							
1 各集会所の表に定める区分以外の場所を物品販売、イベント、集会その他の催しのため占有して利用する場合の使用料は、1平方メートル当たり1時間10円(1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。)とする。							
2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合の使用料の額は、次の区分によるものとする。							
(1) 30分以内の場合は、当該1時間当たりの使用料の2分の1の額とする。							
(2) 30分を超え1時間未満の場合は、当該1時間当たりの使用料の額とする。							

(東かがわ市人権センター条例の一部改正)

第2条 東かがわ市人権センター条例(平成15年東かがわ市条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(使用料)</p> <p>第7条 交流館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、使用者の住所が市外の場合は、別表に定める使用料(冷暖房使用料を除く。)の2倍の額を納付しなければならない。</p>				<p>(使用料)</p> <p>第7条 交流館の使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>			
<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、やむを得ない理由により、交流館の使用を中止した場合において、市長が還付することが適当であると認めるときは、既納の使用料の全額又は一部を還付することができる。</p>				<p>(使用料の不返還)</p> <p>第9条 既納の使用料は返還しない。ただし、やむを得ない理由により、交流館の使用を中止した場合において、市長が返還することが適当であると認めるときは、既納の使用料の全額又は一部を返還することができる。</p>			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
名称	区分	1時間当たりの使用料		名称	種別	1時間当たりの使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料			8:30~22:00	冷暖房使用時の加算
東かがわ市人権センター大内交流館	集会室(全面)	700円	300円	東かがわ市人権センター大内交流館	集会室	700円	300円
	集会室(半面)	400円	200円		多目的室	略	略
	多目的室	略	略		遊戯室	略	略
	遊戯室	略	略		調理室	500円	略
	調理室	400円	略		教育集会所研修室	400円	200円
	教育集会所研修室(全面)	400円	200円				
	教育集会所研修室(半面)	300円	200円				
東かがわ市人権センター引田交流館	略	略	東かがわ市人権センター引田交流館	略	略	略	
備考				備考			
<p>利用時間に1時間未満の端数が生じた場合の使用料の額は、次の区分によるものとする。</p>				<p>利用時間に1時間未満の端数が生じた場合の使用料の額は、次の区分によるものとする。</p>			

改正後	改正前
<p>(1) 30分以内の場合は、当該1時間当たりの使用料の2分の1の額とする。</p> <p>(2) 30分を超え1時間未満の場合は、当該1時間当たりの使用料の額とする。</p>	

(東かがわ市コミュニティセンター設置条例の一部改正)

第3条 東かがわ市コミュニティセンター設置条例（平成15年東かがわ市条例第154号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																									
<p>(使用料)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、利用者の住所が市外の場合は、別表に定める使用料（冷暖房使用料を除く。）の2倍の額を納付しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、利用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき、又は営利若しくは営業宣伝その他これに類する目的で利用するときは、別表に定める使用料（冷暖房使用料を除く。）の5倍の額を納付しなければならない。ただし、教育、文化振興及び地域活性化のために使用し、公益的な活動のものについてはこの限りでない。</p> <p>4・5 略</p> <p>別表（第10条関係）</p> <p>1 東かがわ市白鳥コミュニティセンター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>施設使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的室1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的室2</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的室3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	1時間当たりの使用料		施設使用料	冷暖房使用料	多目的室1			多目的室2	400円		多目的室3		200円	和室	300円		<p>(使用料)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>別表（第10条関係）</p> <p>1 東かがわ市白鳥コミュニティセンター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">8:30~22:00</th> <th>22:00~翌日</th> <th rowspan="2">冷暖房利用時の 加算</th> </tr> <tr> <th>8:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的室1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的室2</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的室3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	1時間当たりの使用料			8:30~22:00	22:00~翌日	冷暖房利用時の 加算	8:30	多目的室1				多目的室2	400円			多目的室3		300円	200円	和室	300円		
区分		1時間当たりの使用料																																								
	施設使用料	冷暖房使用料																																								
多目的室1																																										
多目的室2	400円																																									
多目的室3		200円																																								
和室	300円																																									
区分	1時間当たりの使用料																																									
	8:30~22:00	22:00~翌日	冷暖房利用時の 加算																																							
		8:30																																								
多目的室1																																										
多目的室2	400円																																									
多目的室3		300円	200円																																							
和室	300円																																									

改正後		
調理室	500円	300円
多目的ホール(全面)	500円	—
多目的ホール(半面)	250円	—

2 東かがわ市福栄コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
大研修室	700円	300円
研修室1	300円	200円
研修室2		
会議室	400円	200円
調理室	500円	300円
多目的ホール(全面)	500円	—
多目的ホール(半面)	250円	—
運動広場(全面)	1,000円	—
運動広場(半面)	500円	—

3 東かがわ市水主コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
ホール	700円	300円
第1研修室	300円	200円
第2研修室		
調理室	400円	200円

4 東かがわ市水主交流センター

区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料

改正前			
調理室	500円		
多目的ホール	1,000円	300円	—

2 東かがわ市福栄コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料		
	8:30~22:00	22:00~翌日	冷暖房利用時の 加算
		8:30	
大研修室	500円	300円	200円
研修室1	300円		
研修室2			
会議室	400円		
調理室	500円		
多目的ホール 運動広場	1,000円	300円	—

3 東かがわ市水主コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料		
	8:30~22:00	22:00~翌日	冷暖房利用時の 加算
		8:30	
ホール	500円	300円	200円
第1研修室	300円		
第2研修室			
調理室	500円		

4 東かがわ市水主交流センター

区分	1時間当たりの使用料		
	8:30~22:00	22:00~翌日	冷暖房利用時の

改正後		
会議室A		
会議室B	300円	
会議室C		200円
調理室	400円	

5 東かがわ市北山コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
ホール		200円
絹島の間	400円	
調理室		—

6 東かがわ市丹生コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
多目的室1		
多目的室2		
多目的室3	400円	200円
交流ルーム		
和室1		
和室2		
調理室	500円	300円
ミーティングルーム	400円	200円
多目的ホール(全面)	500円	—
多目的ホール(半面)	250円	—

改正前			
		8:30	加算
会議室A			
会議室B	300円		
会議室C		300円	200円
調理室	500円		

5 東かがわ市北山コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料		
	8:30~22:00	22:00~翌日	冷暖房利用時の加算
ホール	400円	8:30	
絹島の間	300円	300円	200円
調理室	500円		

6 東かがわ市丹生コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料		
	8:30~22:00	22:00~翌日	冷暖房利用時の加算
多目的室1			
多目的室2			
多目的室3	400円		
交流ルーム			
和室1		300円	200円
和室2			
調理室	500円		
ミーティングルーム	400円		
アリーナ	1,000円	300円	—
運動広場			—

改正後		
運動広場（全面）	1,000円	—
運動広場（半面）	500円	—
7 東かがわ市五名コミュニティセンター		
区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
多目的室 調理室	400円	200円
運動広場（全面）	1,000円	—
運動広場（半面）	500円	—
8 東かがわ市鈴竹コミュニティセンター		
区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
略		
9 東かがわ市相生コミュニティセンター		
区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
大集会室	1,300円	—
和室研修室（第1）	300円	200円
和室研修室（第2）		
多目的室1	400円	
多目的室2	700円	300円
調理室	500円	300円
多目的ホール（全面）	500円	—
多目的ホール（半面）	250円	—
運動広場（全面）	1,000円	—

改正前			
7 東かがわ市五名コミュニティセンター			
区分	1時間当たりの使用料		
	8:30~22:00	22:00~翌日 8:30	冷暖房利用時の 加算
多目的室 調理室	500円	300円	200円
運動広場	1,000円	300円	—
8 東かがわ市鈴竹コミュニティセンター			
区分	1時間当たりの使用料		
	8:30~22:00	冷暖房利用時の加算	
略			
9 東かがわ市相生コミュニティセンター			
区分	1時間当たりの使用料		
	8:30~22:00	22:00~翌日 8:30	冷暖房利用時の 加算
大集会室	1,200円		—
和室研修室（第1）	300円	300円	200円
和室研修室（第2）	300円		
多目的室1	400円		
多目的室2	500円		
調理実習室	500円		
多目的ホール	1,000円		
運動広場			—

改正後		
運動広場(半面)	500円	—
10 東かがわ市三本松コミュニティセンター		
区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
多目的室1	400円	200円
多目的室2	300円	
多目的室3	—	
多目的室4	400円	
多目的室5	—	
調理室	500円	300円
多目的ホール(全面)	500円	—
多目的ホール(半面)	250円	—
運動広場(全面)	1,000円	—
運動広場(半面)	500円	—

11 東かがわ市小海コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
大会議室	700円	300円
和室	400円	200円
多目的室1	300円	
多目的室2	—	
調理室1	400円	
調理室2	—	
多目的ホール(全面)	500円	—
多目的ホール(半面)	250円	—

改正前			
10 東かがわ市三本松コミュニティセンター			
区分	1時間当たりの使用料		
	8:30~22:00	22:00~翌日 8:30	冷暖房利用時の 加算
多目的室1	300円	300円	200円
多目的室2			
多目的室3			
多目的室4			
多目的室5			
調理室	500円	—	—
多目的ホール 運動広場	1,000円		

11 東かがわ市小海コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料		
	8:30~22:00	22:00~翌日 8:30	冷暖房利用時の 加算
大会議室	500円	300円	200円
和室	300円		
多目的室1	300円		
多目的室2	—		
調理室	500円		
調理実習室	—	—	—
アリーナ	1,000円		

改正後

12 東かがわ市湊コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
多目的室1	300円	200円
多目的室2		
調理室	400円	

13 東かがわ市本町コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
多目的室1	400円	200円
多目的室2		
調理室	500円	300円
多目的ホール(全面)	1,000円	—
多目的ホール(半面)	500円	—
運動広場(全面)	1,000円	—
運動広場(半面)	500円	—

備考

- 各コミュニティセンターの表に定める区分以外の場所を物品販売、イベント、集会その他の催しのため占有して利用する場合の使用料は、1平方メートル当たり1時間10円（1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。）とする。
- 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合の使用料の額は、次の区分によるものとする。

改正前

12 東かがわ市湊コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料		
	8:30~22:00	22:00~翌日	冷暖房利用時の 加算
		8:30	
多目的室1	300円	300円	200円
多目的室2			
調理室	500円		

13 東かがわ市本町コミュニティセンター

区分	1時間当たりの使用料		
	8:30~22:00	22:00~翌日	冷暖房利用時の 加算
		8:30	
多目的室1	400円	300円	200円
多目的室2			
調理室	500円		
多目的ホール	1,000円	300円	—
運動広場			

備考

- 各コミュニティセンターの表に定める区分以外の場所を物品販売、イベント、集会その他の催しのため占有して利用する場合の使用料は、1平方メートル当たり1時間10円（1平方メートル未満の端数は、1平方メートルと、1時間未満の端数は、1時間とする。）とする。
- 各コミュニティセンターの利用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき、又は営利若しくは営業宣伝その他これに類する目的で利用するときは、所定の料金の3倍とする。ただし、教育、文化振興及び地域活性化のために使用し、公益的な活動のものについてはこの限り

改正後	改正前
<p>(1) 30分以内の場合は、当該1時間当たりの使用料の2分の1の額とする。</p> <p>(2) 30分を超え1時間未満の場合は、当該1時間当たりの使用料の額とする。</p>	でない。

(東かがわ市公民館条例の一部改正)

第4条 東かがわ市公民館条例(平成15年東かがわ市条例第156号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																									
<p>(使用料)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用者の住所が市外の場合は、別表第2に定める使用料(冷暖房使用料を除く。)の2倍の額とする。</p> <p>別表第2(第9条関係)</p> <p>1 東かがわ市引田公民館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>施設使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1講義室</td> <td>略</td> <td rowspan="9">200円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第2講義室</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3講義室</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>和室(茶室)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>和室(第1)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>和室(第2)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>略</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td>略</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,300円</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1時間当たりの使用料		施設使用料	冷暖房使用料	第1講義室	略	200円	視聴覚室	略	第2講義室	略	第3講義室	略	和室(茶室)	略	和室(第1)	略	和室(第2)	略	調理実習室	略	300円	控室	略	200円	大会議室	1,300円	600円	<p>(使用料)</p> <p>第9条 略</p> <p>別表第2(第9条関係)</p> <p>1 東かがわ市引田公民館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>9:00~21:30</th> <th>冷暖房使用時の加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1講義室</td> <td>略</td> <td rowspan="9">200円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第2講義室</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3講義室</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>和室(茶室)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>和室(第1)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>和室(第2)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>略</td> <td rowspan="2">500円</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,200円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1時間当たりの使用料		9:00~21:30	冷暖房使用時の加算	第1講義室	略	200円	視聴覚室	略	第2講義室	略	第3講義室	略	和室(茶室)	略	和室(第1)	略	和室(第2)	略	調理実習室	略	500円	控室	略	大会議室	1,200円	500円
区分		1時間当たりの使用料																																																								
	施設使用料	冷暖房使用料																																																								
第1講義室	略	200円																																																								
視聴覚室	略																																																									
第2講義室	略																																																									
第3講義室	略																																																									
和室(茶室)	略																																																									
和室(第1)	略																																																									
和室(第2)	略																																																									
調理実習室	略		300円																																																							
控室	略		200円																																																							
大会議室	1,300円	600円																																																								
区分	1時間当たりの使用料																																																									
	9:00~21:30	冷暖房使用時の加算																																																								
第1講義室	略	200円																																																								
視聴覚室	略																																																									
第2講義室	略																																																									
第3講義室	略																																																									
和室(茶室)	略																																																									
和室(第1)	略																																																									
和室(第2)	略																																																									
調理実習室	略		500円																																																							
控室	略																																																									
大会議室	1,200円	500円																																																								

改正後		
陶芸室	略	200円
2 東かがわ市大内公民館		
区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
2階ホール	1,300円	600円
2階和室会議室	700円	300円
2階洋室会議室	略	200円
1階和室会議室	700円	300円
2階洋室研修室	略	200円
1階茶室研修室	略	
1階工作室	略	
1階講座室	略	
2階調理室	略	300円
1階第2講座室	略	200円
3 東かがわ市誉水公民館		
区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
略		略
調理室	400円	
略		
備考		
1 各公民館の表に定める区分以外の場所を物品販売、イベント、集会その他の催しのため占有して利用する場合の使用料は、1平方メートル当たり1時間10円(1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。)とする。		
2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合の使用料の額は、次の区分によるものとする。		

改正前		
第4講義室	400円	200円
陶芸室	略	
2 東かがわ市大内公民館		
区分	1時間当たりの使用料	
	9:00~21:30	冷暖房使用時の加算
2階ホール	1,200円	500円
2階和室会議室	500円	
2階洋室会議室	略	
1階和室会議室	500円	
2階洋室研修室	略	
1階茶室研修室	略	
1階工作室	略	
1階講座室	略	
2階調理室	略	
1階第2講座室	略	
3 東かがわ市誉水公民館		
区分	1時間当たりの使用料	
	9:00~21:30	冷暖房使用時の加算
略		略
調理室	500円	
略		

改正後	改正前
(1) 30分以内の場合は、当該1時間当たりの使用料の2分の1の額とする。	
(2) 30分を超え1時間未満の場合は、当該1時間当たりの使用料の額とする。	

(東かがわ市立学校の施設開放に関する条例の一部改正)

第5条 東かがわ市立学校の施設開放に関する条例（平成15年東かがわ市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
<p>(使用料)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用者の住所が市外の場合は、別表第2に定める使用料（冷暖房使用料を除く。）の2倍の額とする。</p> <p>3 第1項の使用料は、第8条の使用手続の際これを納付しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 教育委員会は、公益上その他特に必要と認めるときは、第12条第1項に定める使用料を減免することができる。</p> <p>第15条・第16条 略</p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開放の種類</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>施設使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スポーツ開放</td> <td>屋内運動場</td> <td>500円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>500円</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	開放の種類	区分	1時間当たりの使用料		施設使用料	冷暖房使用料	スポーツ開放	屋内運動場	500円	略	武道場	500円	略	<p>(使用料)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の使用料は、第8条の使用手続の際これを納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 教育委員会は、公益上その他特に必要と認めるときは、前条第1項に定める使用料を減免することができる。</p> <p>第14条・第15条 略</p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開放の種類</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>18:00～22:00 (8:30～22:00)</th> <th>冷暖房使用時の 加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スポーツ開放</td> <td>屋内運動場</td> <td>300円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>300円</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	開放の種類	区分	1時間当たりの使用料		18:00～22:00 (8:30～22:00)	冷暖房使用時の 加算	スポーツ開放	屋内運動場	300円	略	武道場	300円	略
開放の種類			区分	1時間当たりの使用料																							
	施設使用料	冷暖房使用料																									
スポーツ開放	屋内運動場	500円	略																								
	武道場	500円	略																								
開放の種類	区分	1時間当たりの使用料																									
		18:00～22:00 (8:30～22:00)	冷暖房使用時の 加算																								
スポーツ開放	屋内運動場	300円	略																								
	武道場	300円	略																								

改正後				改正前			
	略				略		
文化事業開放	屋内運動場	500円	略	文化事業開放	屋内運動場	300円	略
	武道場	500円	略		武道場	300円	略
	略				略		
備考							
利用時間に1時間未満の端数が生じた場合の使用料の額は、次の区分によるものとする。							
(1) 30分以内の場合は、当該1時間当たりの使用料の2分の1の額とする。							
(2) 30分を超え1時間未満の場合は、当該1時間当たりの使用料の額とする。							

(東かがわ市交流プラザ条例の一部改正)

第6条 東かがわ市交流プラザ条例（平成22年東かがわ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(使用料の納付)		(使用料の納付)	
第5条 略		第5条 略	
2 前項の規定にかかわらず、使用者の住所が市外の場合は、別表第1に定める使用料（冷暖房使用料を除く。）の2倍の額を前納しなければならない。			
3 第1項の規定にかかわらず、使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき、又は営利若しくは営業宣伝その他これに類する目的で使用するとき、別表第1に定める使用料（冷暖房使用料を除く。）の5倍の額を前納しなければならない。ただし、教育、文化振興及び地域活性化のために使用し、公益的な活動のものについてはこの限りでない。			
4 略		2 略	
5 前各項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体が使用する場合は、使		3 前2項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体が使用する場合は、使	

改正後

用료를後納させることができる。

別表第1 (第5条関係)

区分	1時間あたり使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
多目的ホール	1,300円	600円
小ホール	700円	300円
第1市民会議室	400円	200円
第2市民会議室	400円	200円
第3市民会議室	400円	200円
和室1	400円	200円
和室2	300円	200円
第1講座室	400円	200円
第2講座室	400円	200円
第3講座室	400円	200円
第4講座室	400円	200円
第5講座室	300円	200円
調理室	500円	300円
陶芸室	500円	200円

備考

- 表に定める区分以外の場所を物品販売、イベント、集会その他の催しのため占有して利用する場合の使用料は、1平方メートル当たり1時間10円（1平方メートル未満の端数は1平方メートルとする。）とする。
- 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合の使用料の額は、次の区分によるものとする。
 - 30分以内の場合は、当該1時間当たりの使用料の2分の1の額とする。
 - 30分を超え1時間未満の場合は、当該1時間当たりの使用料の額

改正前

用료를後納させることができる。

別表第1 (第5条関係)

区分	1時間あたり使用料 (単位:円)	
	9:00~22:00	冷暖房使用時の加算
多目的ホール	1,500	1,000
小ホール	800	500
第1市民会議室	500	200
第2市民会議室	500	200
第3市民会議室	500	200
和室1	500	200
和室2	500	200
第1講座室	500	200
第2講座室	500	200
第3講座室	500	200
第4講座室	500	200
第5講座室	500	200
調理室	500	200
陶芸室	500	200

- 使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき、又は営利若しくは営業宣伝その他これに類する目的で使用するときには所定の料金の3倍とする。ただし、教育及び文化振興のために使用し、公益的な活動のものについてはこの限りでない。

改正後	改正前
とする。 3・4 略	2・3 略

(東かがわ市つばさ交流センター条例の一部改正)

第7条 東かがわ市つばさ交流センター条例（平成28年東かがわ市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
<p>(使用料)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、利用者の住所が市外の場合は、別表第2に定める使用料（冷暖房使用料を除く。）の2倍の額とする。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、利用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき、又は営利若しくは営業宣伝その他これに類する目的で利用するときは、別表第2に定める使用料（冷暖房使用料を除く。）の5倍の額とする。ただし、教育、文化振興及び地域活性化のために使用し、公益的な活動のものについてはこの限りでない。</p> <p>別表（第6条関係） 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>施設使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的室</td> <td>700円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>300円</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 表に定める区分以外の場所を物品販売、イベント、集会その他の催しのため占有して利用する場合の使用料は、1平方メートル当たり1時間10円（1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。）とする。</p>	区分	1時間当たりの使用料		施設使用料	冷暖房使用料	多目的室	700円	300円	和室	300円	略	調理室	400円	<p>(使用料)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第6条関係） 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>9:00~21:00</th> <th>冷暖房使用時の加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的室</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>400円</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1時間当たりの使用料		9:00~21:00	冷暖房使用時の加算	多目的室	1,000円	500円	和室	400円	略	調理室	500円
区分		1時間当たりの使用料																									
	施設使用料	冷暖房使用料																									
多目的室	700円	300円																									
和室	300円	略																									
調理室	400円																										
区分	1時間当たりの使用料																										
	9:00~21:00	冷暖房使用時の加算																									
多目的室	1,000円	500円																									
和室	400円	略																									
調理室	500円																										

改正後	改正前
<p>2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合の使用料の額は、次の区分によるものとする。</p> <p>(1) 30分以内の場合は、当該1時間当たりの使用料の2分の1の額とする。</p> <p>(2) 30分を超え1時間未満の場合は、当該1時間当たりの使用料の額とする。</p>	

(東かがわ市引田漁村センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 東かがわ市引田漁村センターの設置及び管理に関する条例（平成29年東かがわ市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																											
<p>(使用料の額)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、利用者の住所が市外の場合は、別表に定める使用料（冷暖房使用料を除く。）の2倍の額とする。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>施設使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>700円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>老人休憩室</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>400円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	区分	1時間当たりの使用料		施設使用料	冷暖房使用料	会議室	700円	300円	和室	300円	200円	老人休憩室	300円	200円	実習室	300円	200円	調理室	400円	200円	<p>(使用料の額)</p> <p>第8条 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前8時30分～午後0時</th> <th>午後1時～午後5時</th> <th>午後6時～午後9時30分</th> <th>冷暖房使用時の1時間当たりの加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>老人休憩室</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料				午前8時30分～午後0時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	冷暖房使用時の1時間当たりの加算	名称					会議室	800	800	1,000	200	和室	800	800	1,000	200	老人休憩室	500	500	800	200	実習室	500	500	800	200	調理室	800	800	1,000	200
区分		1時間当たりの使用料																																																										
	施設使用料	冷暖房使用料																																																										
会議室	700円	300円																																																										
和室	300円	200円																																																										
老人休憩室	300円	200円																																																										
実習室	300円	200円																																																										
調理室	400円	200円																																																										
区分	使用料																																																											
	午前8時30分～午後0時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	冷暖房使用時の1時間当たりの加算																																																								
名称																																																												
会議室	800	800	1,000	200																																																								
和室	800	800	1,000	200																																																								
老人休憩室	500	500	800	200																																																								
実習室	500	500	800	200																																																								
調理室	800	800	1,000	200																																																								

改正後	改正前
<p>利用時間に1時間未満の端数が生じた場合の使用料の額は、次の区分によるものとする。</p> <p>(1) 30分以内の場合は、当該1時間当たりの使用料の2分の1の額とする。</p> <p>(2) 30分を超え1時間未満の場合は、当該1時間当たりの使用料の額とする。</p>	

(東かがわ市ひとの駅さんぼんまつ設置条例の一部改正)

第9条 東かがわ市ひとの駅さんぼんまつ設置条例(平成30年東かがわ市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(使用料)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項本文の規定にかかわらず、利用者の住所が市外の場合は、別表第2に掲げる使用料(冷暖房使用料を除く。)の2倍の額を納付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項本文の規定にかかわらず、利用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき、又は営利若しくは営業宣伝その他これに類する目的で利用するときは、別表第2に掲げる使用料(冷暖房使用料を除く。)の5倍の額を納付しなければならない。ただし、教育、文化振興及び地域活性化のために使用し、公益的な活動のものについてはこの限りでない。</u></p> <p>5 略</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>施設使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユーティリティースペース(全面)</td> <td>700円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>ユーティリティースペース1</td> <td>400円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1時間当たりの使用料		施設使用料	冷暖房使用料	ユーティリティースペース(全面)	700円	300円	ユーティリティースペース1	400円	200円	<p>(使用料)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユーティリティースペース(全面)</td> <td>1時間</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ユーティリティースペース1</td> <td>1時間</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	ユーティリティースペース(全面)	1時間	1,000円	ユーティリティースペース1	1時間	600円
区分		1時間当たりの使用料																			
	施設使用料	冷暖房使用料																			
ユーティリティースペース(全面)	700円	300円																			
ユーティリティースペース1	400円	200円																			
区分	単位	使用料																			
ユーティリティースペース(全面)	1時間	1,000円																			
ユーティリティースペース1	1時間	600円																			

改正後			改正前		
ユーティリティースペース 2	400円	200円	ユーティリティースペース 2	1時間	400円
屋内共用スペース	400円	—	屋内共用スペース	1時間	400円
屋外スペース	1平方メートル 当たり10円	—	屋外スペース	1時間	1平方メートル 当たり10円
備考			備考		
1 利用時間は、午前8時30分から午後7時までとし、それ以外の時間に利用する場合は、 <u>当該区分に定める額の1.5倍の額とする。</u>			1 利用時間は、午前8時30分から午後7時まで（ <u>1時間未満の端数は、その端数を切り上げる。</u> ）とし、それ以外の時間に利用する場合は、 <u>使用料に100分の150を乗じて得た額とする。</u>		
2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合の使用料の額は、次の区分によるものとする。			2 <u>入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって利用する場合は、使用料に100分の300を乗じて得た額とする。</u>		
(1) <u>30分以内の場合は、当該1時間当たりの使用料の2分の1の額とする。</u>					
(2) <u>30分を超え1時間未満の場合は、当該1時間当たりの使用料の額とする。</u>					
3～7 略			3～7 略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の規定 公布の日

(2) 第8条の改正規定 令和10年4月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）に関する規定は、当該改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の利用又は使用（以下単に「利用」という。）に係る使用料等について適用し、当該施行日以前の施設の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

3 施行日以後の施設の利用に係る使用料等については、施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の使用料等に関する規定の例により、徴収等を行うことができる。